

J A M 政策NEWS

2012年6月7日 第2012-33号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

6月は「外国人労働者啓発月間」です ～We are the one 共に働ける社会へ～

厚生労働省は、毎年6月を「外国人労働者啓発月間」と定めています。

趣旨

日本に在留する外国人は増加しています。しかし外国人労働者の多くは、雇用が不安定・社会保険未加入といった問題を抱えており、その改善が課題となっています。また、2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」に、質の高い外国人留学生の受け入れ促進が盛り込まれたことで、専門的な知識・技術を持つ外国人のなお一層の就業促進の取り組みが求められています。

1. 実施期間

2012年6月1日(金)～6月30日(土)

2. 主な取り組み

ポスター・パンフレットの作成・配付

厚生労働省が作成した「外国人労働者問題啓発月間」についてのポスターを、ハローワークなどに、掲示します。また、パンフレットなどを関係機関や事業主団体を通じて事業主などへ配付します。

事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請

事業主団体に対して、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発を行うよう協力要請を行います。とくに、外国人の雇入れと離職の際にすべての事業主に義務付けている「**外国人雇用状況**」の届出がより徹底されるよう、周知に努めます。

個々の事業主に対する周知・啓発、指導

あらゆる機会を利用して外国人の雇用・労働条件に関する取扱いの基本ルールについて情報提供や積極的な周知・啓発、指導を行います。とくにハローワークでは、「**外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針**」に基づき、事業所訪問をして雇用管理の改善指導を集中的に実施します。

各種会合における事業主等に対する周知・啓発等の実施

この月間中に開催される外国人雇用管理セミナー、学卒の求人説明会など、事業主が集まる会合において外国人雇用対策に関する資料を配付し、周知・啓発に努めます。

留学生をはじめとする「専門的・技術的分野」の外国人の就職支援の実施

東京・愛知・大阪に置いた「外国人雇用サービスセンター」および「福岡学生職業センター」に、留学生をはじめとする専門的・技術的分野に関する求人を集約し、支援策を周知します。

取り組みに関する詳しい資料は、

[資料1 2012年度「外国人労働者問題啓発月間」の取組内容\(PDF:\)](#) (厚生労働省)